

令和5年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
3	1-①	津田沼	津田沼連合町会	県道停車場線の照明について	県道停車場線国道14号から京成津田沼駅間は、夜間暗いので照明を明るくして住民及び通行者の安全安心のために配慮いただきたい。	他機関へ依頼	県道津田沼停車場線は、千葉土木事務所が管理していることから、協議を行ったところ、「県管理道路では、交通事故の要因分析を踏まえ、車両や歩行者が頻繁に通行する交差点や横断歩道などにおいて視認性を高めるため、道路照明灯を設置しております。現状にて、ご理解くださいますようお願いいたします。」との回答を頂いております。	都市環境部	道路管理課
3	1-②	津田沼	津田沼連合町会	県道停車場線の照明について	県道停車場線国道14号から京成津田沼駅間は、夜間暗いので照明を明るくして住民及び通行者の安全安心のために配慮いただきたい。	令和4年度予算で対応	当該道路の管理者である千葉県において道路照明灯4基、本市において道路照明灯1基、防犯灯9基を設置済みです。なお、バス停(京成津田沼駅入口)付近は照明設備等がないことから、防犯灯を新規に設置いたしました。	協働経済部	防犯安全課
3	2	津田沼	津田沼3丁目第一町内会	カーブミラーの設置	津田沼3丁目4番付近、菊田神社西側の南北方向の道路と東西方向のやや広い道路との交差点は、西側面の見通しが良くない。近年交通量も増え、自動車接触事故の可能性が高いことから、事故が起きる前にカーブミラーの設置を要望する。	令和4年度予算で対応	ご要望の交差点は、塀が視界の妨げになっており目視による安全確認が困難であるため、令和5年3月にカーブミラーを設置いたしました。	都市環境部	道路管理課
3	3	津田沼	津田沼3丁目第一町内会	防犯灯の設置	津田沼3丁目1番・5番・3番の間の東西方向の道路は約63mの間に防犯灯がない。京成津田沼駅直近であり、人通り・自動車も多く見受けられる。夜間時は店舗が閉店し、非常に暗くなり事故につながる可能性が高いため、防犯灯の設置を強く要望する。	令和4年度予算で対応	お申し出の店舗前への防犯灯設置につきましては、防犯灯設置及び維持管理基準により、既存の防犯灯との距離が短いため、設置は出来ないことから、既存の防犯灯(道路の入口にある防犯灯)の位置を店舗前に移設し、明るさを確保いたしました。	協働経済部	防犯安全課
3	4	津田沼	住友大阪セメント(株)津田沼社宅	停止線及び止まれの路面表示について	住友大阪セメント(株)津田沼社宅出入口付近の道路、県道204号線との交差点へ停止線及び止まれの路面標示が欲しい。こちらの道路は、歩行者及び自転車の往来が多い為、路面表示することにより歩行者・自転車の視認効果が見込まれ、自動車側への注意喚起につながる。	他機関へ依頼	一時停止の設置については、千葉県公安委員会の所管となりますことから、所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ、「県道と交わる交差点のため、優先関係は明らかである。また、左方への見とおしは悪いとは言えず、右方の確認の補助としてカーブミラーも設置されているため、要望箇所にて一時停止規制を設置する必要性は認められない。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
3	5	津田沼	津田沼4丁目第2町会	雨水樹のコンクリート製緑の破損について	津田沼4丁目10番4号付近道路上の雨水樹のコンクリート製緑が破損しているため修繕を希望する。この場所は、過去数回破損しており、その都度、破損箇所をモルタルで固めるなどの応急処置がなされているが、自動車等の通行量が多いため、修繕後、3か月から6か月程度で再度破損する。破損箇所にて自転車や乳母車の車輪が挟まると転倒の恐れがあるため大変危険である。雨水樹の新規取替など、抜本的な対策を要望する。	令和5年度予算に計上	当該箇所の損傷度合いの高い箇所について、令和4年12月に応急補修いたしました。令和5年度に雨水樹の取替工事を実施いたします。	都市環境部	道路管理課
3	6	津田沼	津田沼7丁目第2町会	街灯の設置	津田沼7丁目16番19号付近の道路について、徳山医院移転により暗くなったため街灯の設置を要望する。	令和4年度予算で対応	ご要望箇所へ防犯灯を設置いたしました。	協働経済部	防犯安全課
3	7	津田沼	津田沼5丁目第一町会	菊田遊歩道の草刈りについて	菊田遊歩道の草刈りを年2回から年4回(夏季)に増やしてほしい。	対応不可	道路の草刈につきましては、市内道路全体を管理する中で、年2回実施しております。草刈以外にも、駅前広場等の清掃や側溝等の排水施設の清掃、樹木の剪定などを実施していることから、草刈の回数を増やすことは、困難であります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	都市環境部	道路管理課
3	8	津田沼	津田沼3丁目第二町会	生活道路整備について	第一、第二町会の方が利用している生活道路(津田沼3丁目5番12号付近)は雨天時には水たまりができてしまい通れない状況である。雨天時でも通れるように整備を要望する。	令和5年度予算に計上	令和5年度に、支障をきたすことなく雨天時に通行が出来るよう改善を図ってまいります。	企業局	下水道課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)

※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。